様式第３号（第１０条関係）

御杖村介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

御杖村長

　御杖村介護予防・日常生活支援総合事業について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 被保険者番号 |  |
| 被保険者氏名 |  |
| 基本チェックリスト実施日 |  |
| 判定結果 |  |
| 判定理由 |  |

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、御杖村長に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）による異議申立てをすることができます。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（御杖村長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。